

議案第 23 号

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成 29 年 8 月 28 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例（昭和59年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

21,600円	25,920円	25,920円	73,440円
1,430円	1,890円	1,890円	5,210円
1,430円	1,890円	1,890円	5,210円
1,180円	1,510円	1,510円	4,200円

」を

「

21,270円	28,360円	24,810円	74,440円
2,140円	2,830円	2,490円	7,460円
1,570円	2,100円	1,840円	5,510円
710円	950円	830円	2,490円

」に改め、

同表備考1中「8割」を「10割」に改める。

別表第2映写設備の項中「3,240円」を「1,080円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、平成30年4月1日以後の佐倉市民音楽ホールの使用に係る使用料について適用する。